

大井町いこいの村あしがら地区の取扱いについて（取扱基準）

「観光資源の有効な利用上必要な建築物に係る法第34条第2号の運用基準」第3項に関する大井町いこいの村あしがら地区における取扱基準は、次の各項に適合するものとする。

1 対象区域及び地区

別添1 取扱基準対象区域図

別添2 保安林位置図

別添3 取扱基準対象エリア図（公図写・全体図）

別添4 取扱基準対象エリア図（公図写）

別添5 いこいの村あしがら本館配置図（平成6年増築時）

2 対象建築物の用途

建築物の用途は、同項各号に記載されている用途とするが、当該取扱基準の第1号から第6号については、いこいの村あしがら本館内（別添5図中①）のみ適用し、第7号については、既存の従業員管理用施設（別添5図中②）とする。

（1） ホテル又は旅館

旅館業法第3条による許可を要するホテル、旅館とする。

（2） 飲食店・食堂又は喫茶店

食品衛生法施行令第35条第1号にいう飲食店営業に該当する店舗とする。

（3） 土産物販売店

大井町内の土産物及び地場産品の土産物を主に取り扱う販売店とする。

（4） 公衆浴場

公衆浴場法第2条による許可を要する施設とし、かつ、温泉法第2条の温泉を利用する施設とする。

（5） 貸出施設

カラオケルーム、パーティールーム、貸会議室及びそれらを利用したサテライトオフィスやワーケーション施設とする。また、周辺スポーツ施設の利用者のための更衣室及び必要な用具の貸し出しを行う施設とする。

(6) 事務施設

前号に掲げる施設の受付、事務施設とする。

(7) 従業員管理用施設

ホテル、旅館施設の従業員宿舎とする。

3 風俗営業等の禁止

前項に掲げる施設は、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条の営業を行う施設を除くものであること。

4 建築物の要件

- (1) 建築物の形態は周囲の景観と調和のとれたものとして町の同意を得ること。また、同意結果とその内容について、開発許可等の申請書に添付すること。
- (2) 建築物の敷地は1ヘクタール未満とすること。ただし、取扱基準の施行前に建築基準法第18条第2項の計画通知により建築された建築物の敷地（別添5参照）については変更がない限り適用しない。
- (3) 大井町いこいの村あしがら地区の一部に土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項にかかる「土砂災害警戒区域」が含まれるため、同法第27条第1項にかかる「土砂災害警戒情報」発令時には利用者等の安全確保に努めること。
事業者は安全対策及び警戒避難体制について、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条の2第1項に準じ、避難確保計画を作成し、大井町と協議・点検を行うとともに、その内容を示す書面は、開発許可等の申請書に添付すること。
- (4) 既存施設を建替えようとする場合、土砂災害警戒区域内には建築しないこと。

5 その他

- (1) 他法令の規定に適合し、許可等が必要なものは許可等を受けられるものであること。
- (2) その他、本取扱基準について、判断が難しい内容については、神奈川県県西土木事務所と協議するものとする。